

社会保険

やまなし

2023

9・10

令和5年9月発行

南アルプス市/南伊奈ヶ湖

伊奈ヶ湖は南伊奈ヶ湖と北伊奈ヶ湖があり、2014年に南アルプスユネスコエコパークに登録されました。秋の紅葉は見事で、湖に映る紅葉を眺めながら散策を楽しめます。周辺にはテントサイトやBBQ施設も揃っています。

10月・11月

※相談にお越しになる際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証の本人であることを確認できるものを3つ以上、または顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)を必ず持参してください。
※本人以外の方が相談される場合は、本人からの委任状とお見えになる方の本人確認ができる顔写真付きの身分証明書(運転免許証等)が必要となります。

の出張年金相談(予約制)

甲府年金事務所

とき	ところ
10月26日(木)	山梨市役所

とき	ところ
11月22日(水)	甲州市役所

竜王年金事務所

とき	ところ
10月19日(木)	北杜市役所長坂支所 (北杜市長坂町長坂上条)
11月16日(木)	

大月年金事務所

とき	ところ
11月8日(水)	富士吉田商工会議所 (富士吉田市下吉田)

※詳しくは各年金事務所までお問い合わせ下さい。

各相談所の受付時間は、午前9時30分～12時、午後1時～4時です。

厚生年金保険・健康保険、国民年金 などのお問い合わせ先

日本年金機構 年金事務所	厚生年金、健康保険(給付にかかるものを除く)、国民年金、年金の受取・請求について
甲府年金事務所	055-252-1431
竜王年金事務所	055-278-1100
大月年金事務所	0554-22-3811
全国健康保険協会 (協会けんぽ) 山梨支部	健康保険の給付、任意継続、健康保険証再交付、健康診断、健康相談等について
	055-220-7750

厚生年金保険の保険料はこうして決定されます!

厚生年金保険の保険料は、毎月の給与(標準報酬月額)と賞与(標準賞与額)に共通の保険料率をかけて計算され、事業主と被保険者とが半分ずつ負担します。

厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月以降18.3%で固定されています。



①標準報酬月額

厚生年金保険では、被保険者が受け取る給与(基本給のほか残業手当や通勤手当などを含めた税引き前の給与)を一定の幅で区分した報酬月額に当てはめて決定した標準報酬月額を、保険料や年金額の計算に用います。

現在の標準報酬月額は、1等級(8万8千円)から32等級(65万円)までの32等級に分かれています。

報酬月額は、通勤手当等を含めた報酬に加え、事業所が提供する住居や食事等の現物給与の額も含めて決定されます。

②標準報酬月額の決定及び改定

標準報酬月額の決定や改定には、主に次表の方法があります。

標準報酬月額の決め方	内 容
資格取得時の決定	被保険者が資格取得した際の報酬に基づいて決定します。
定 時 決 定	原則として、毎年4月から6月に受けた報酬を基に、「算定基礎届」を提出し、その年の9月から翌年8月までの標準報酬月額を決定します。
随 時 改 定	昇給・降給等で固定的賃金に変動があり、継続した3か月間(いずれも基礎日数17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)以上)に受けた報酬総額を3で除して得た額が従前の標準報酬月額に比べて2等級以上差がある場合、「月額変更届」を提出し、変動から4か月目に標準報酬月額を改定します。

③標準賞与額

標準賞与額とは、実際の税引き前の賞与の額から1千円未満の端数を切り捨てたもので、支給1回(同じ月に2回以上支給されたときは合算)につき、150万円が上限となります。

賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を提出してください。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。か、管轄年金事務所にお問合せください。



11月は「ねんきん月間」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくため、公的年金制度の周知・啓発活動を展開していきます。

「ねんきん月間」期間中は、教育機関や自治体等のご協力をいただき、年金セミナーや出張年金相談会等を開催する予定です。詳しくは、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)をご覧ください。

また、11月30日(いいみらい)は、国民お一人おひとりに「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や公的年金の受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いをめぐらしていただく「年金の日」となっています。ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用いただきますようお願いいたします。



お問い合わせは、管轄の年金事務所へお願いします。

協会けんぽ加入者の皆さまに

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りしています

送 付 時 期

令和5年8月下旬

お知らせをお送りする方

- 主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
 - お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方
- ※加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付しています。
※すべての加入者様に通知されるものではありません。



お知らせの内容

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合の、自己負担軽減可能額等をお知らせするものです。協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取り組みの一環として、ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています。

ジェネリック医薬品とは？



新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められているお薬です。
先発医薬品と比べて3～5割程度安くなる場合があります。



錠剤の小型化や味（苦味）の改良など、服用しやすい工夫がされているものもあります。

ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

【お知らせを希望されない方は恐れ入りますが、下記担当窓口までお知らせください。】
全国健康保険協会 山梨支部 企画総務グループ 055-220-7751 (8:30～17:15)
※土・日・祝日を除く

登録無料

協会けんぽ山梨支部ではメールマガジンを配信しています!!

★旬な情報を毎月配信!
健康づくりにお役立てください★

- 保健師・管理栄養士からの健康情報!
保健師等のアドバイスを参考に健康づくりをしませんか?
- 協会けんぽからのお知らせ
制度の改正等、最新情報をいち早くお知らせします。



メールマガジン
登録フォーム

お問い合わせは、全国健康保険協会(協会けんぽ)山梨支部へお願いします。

小田原城・小田原駅周辺自由散策

名所を巡り歴史散策してみませんか

当協会は、健康保持増進を図ることを目的としたバスハイクを、下記の日程にて実施します。

●とき 令和5年10月22日(日)雨天決行 ●ところ 神奈川県小田原市

- ★ 参加資格 山梨社会保険協会の会員である事業所の事業主及び従業員とその家族(4歳以上)
- ★ 定員 160名(1事業所4名まで) ※申込者多数の場合は、コース毎に抽選し決定
- ★ 参加料 年齢問わず1名2,500円(小田原城拝観料含む) 自由昼食(別途各自負担)
- ★ 乗車場所 Aコース/甲府駅南口 Bコース/笛吹市役所本館 Cコース/富士川病院前・韮崎駅前
Dコース/富士北麓駐車場(富士山パーキング ※富士吉田IC東隣)・大月駅前
- ★ 行程 各乗車場所6:45~7:30出発-中央道・圏央道-厚木PA(休憩8:55~9:10)-荻窪IC
小田原城P着(10:00)-小田原城(見学)-小田原駅周辺-小田原漁港-小田原おさかな通りなど散策(10:20~14:40)-小田原城P発(15:00)-県内各地到着17:20~18:00
- ★ 申込方法 9月25日(月:必着)までに下記申込様式により、郵送で山梨交通(株)本社トラベル事業部宛にお申し込みください。(FAX不可)
また、84円切手を貼った返信用封筒に宛先を明記し、申込書に同封してください。(申し込み締め切り後、応募結果等をお知らせします。)
おつて、参加者には社会保険協会より、参加確認証(振込先等のご案内)を送付いたしますので、10月13日(金)までに参加料のお振込みをお願いします。 ※お申し込み、お振込みは、バス会社(山梨交通(株))となります事、ご承知おきください。
- ★ その他 申込書に記載された情報は、本事業以外の目的には、使用いたしません。



申込書作成例(A4版) (84円切手を貼った返信用封筒を同封してください。)

山梨交通(株)様 (一般財団法人山梨社会保険協会)		事業所所在地 〒		事業所名		連絡先電話番号	
健康保険証		氏名	続柄	年齢	乗車希望地		備考 (参加者表示)
記号	番号				いずれか一つの乗車地へ○をお願いします (例:甲府駅南口)		
					Aコース 甲府駅南口	Bコース 笛吹市役所本所	
					Cコース 富士川病院前・韮崎駅前		
					Dコース 富士北麓駐車場(富士山パーキング)・大月駅前		
責任者の携帯電話番号							

お申し込み先: 山梨交通(株)本社 トラベル事業部
〒400-0035 甲府市飯田3-2-34
☎055-222-1300

お問合せ先: 一般財団法人山梨社会保険協会
☎055-237-7609
当協会のホームページから申込書の印刷が可能です。

社会保険協会 ゴルフ大会 参加者募集!!

山梨社会保険協会では、健康保険及び厚生年金保険適用事業所の皆様の健康増進と親睦を目的として「ゴルフ大会」を開催します。

●令和5年11月21日(火) 9時スタート
●昇仙峡カントリークラブ
〒400-0121 甲斐市牛久3859 ☎055-277-7611



- ★ 参加資格 山梨社会保険協会の会員である事業所の事業主及び従業員
- ★ 募集定員 40名(1事業所4名まで)
- ★ 参加費用 参加者プレー代 9,100円程度(昼食付)
- ★ 競技方法 18ホールストロークプレー 新ペリア方式
- ★ 申込方法 右記の様式でFAXまたは郵送にてお申し込みください。
10月27日(金)必着のこと。先着順で40名になり次第締切ります。
競技終了後、表彰式を行います。(賞品多数)
- ★ その他 競技終了後、表彰式を行います。(賞品多数)
- ★ 申込先 (一財)山梨社会保険協会
〒400-0032 甲府市中央2丁目9-5
TEL 055-237-7609 FAX 055-237-7628
・当協会ホームページから申込書の印刷が可能です。

社会保険協会ゴルフ大会参加申込書

健康保険証記号番号	氏名(フリガナ)	性別	年齢	備考 (責任者○表示)

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

事業所所在地 〒
事業所名
事業主氏名
連絡先電話番号

(一財) 山梨社会保険協会 長 殿

※組合せ表等詳細は後日参加者へ通知します。

令和5年度会費納入の御礼とお願い



この度は、令和5年度山梨社会保険協会の会費を納入いただきありがとうございました。今後も事業主様はじめ、従業員及びそのご家族の皆様が一層の貢献ができますよう、協会事業を実施してまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

会費振込依頼書は、5月にお送りさせていただいておりますが、納付いただいていない事業所様におかれましては、再度振込依頼書を送付させていただきましたので、会費納入にご協力賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

お問い合わせは (一財)山梨社会保険協会 へお願いします。